

糸魚川内水面漁業協同組合内共第 17 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 17 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を、同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
手釣、竿釣 (ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く)	竿の長さ 1.1 m 以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6 月第 4 土曜日から 9 月 30 日まで
うぐい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
にじます	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
いわな	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
やまめ	3 月 1 日から 9 月 30 日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域において遊漁をしてはならない。

名称	区域	河川名
黒部川電力株式会社 第6発電所取水口 (山之坊地内)	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電 所堰堤上流端から上流200m、下流端から下流 200mの間の区域(魚道を含む)	姫川

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
あゆ	10cm
うぐい	10cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料とし、中学生及び肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料(税込)
あゆ、うぐい、にじます、いわな、 やまめ	竿釣	1日	2,200円
	手釣	1年	10,450円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。なお、新潟県の内共19号、内共20号及び内共21号において遊漁料を納付した者は、この限りではない。

- (1) 糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所(糸魚川市大字須沢2426)
- (2) 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法

- (5) 遊漁区域
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインシステムによる方法又は、漁場監視員においてする方法により行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 当該遊漁承認証は内共17号及び新潟県の内共19号、内共20号、内共21号の漁場の区域において共通して使用できるものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後はその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1年1日から施行する。(行政庁の認可日 令和5年12月1日)